

警 察 署 協 議 会 会 議 録

戸畑警察署協議会

開催年月日時	令和8年4月20日 午後4時00分 から 令和8年4月20日 午後5時15分 まで	
開催場所	戸畑警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、総務課長、刑事課長、交通課長、会計課長、生活安全課長、警備課長、地域課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶要旨】 戸畑警察署においては、春の人事異動で5名の幹部が着任され、新たな体制のもと地域の安全安心のためにご尽力頂いていることに感謝を申し上げる。 本日も皆様の忌憚のない意見をお願いする。</p> <p>【署長挨拶要旨】 今回が本年度開催の第1回目の会議になる。 当署の幹部は、9名中5名が変わっている。 本日の皆様の意見をこれからの警察署の運営に役に立たせたいと思う。</p> <p>【議事】 令和7年中におけるニセ電話詐欺等の発生状況（署長）</p> <p>【質疑応答】</p> <p>○ 委員から「自転車が歩道を通行する際、右側通行は逆走として違反になるのか」旨の質疑があり、交通課長から「歩道通行可の道路であれば違反にはならない」旨の回答があった。</p> <p>○ 委員から「今回の自転車の法律の改正での一番大きな変更点について」の質疑があり、交通課長から「一番大きな変更点は、16歳以上の自転車の交通違反者に対して、青切符制度が導入されたことである」旨の回答があった。</p> <p>○ 委員から「自転車通行可の歩道があっても車道通行が推奨されるのか」旨の質疑があり、交通課長から「原則は車道通行であることから、車道通行をお願いする」旨の回答があった。</p>		

議 事 概 要

- 委員から「車が自転車を追い越す際に中央線を越える場合、追い越しができないのか」旨の質疑があり、交通課長から「自転車との距離はあくまで目安であり、安全運転をお願いする」旨の回答があった。
- 委員から「横断歩道を渡る歩行者の目の前を通り過ぎるような危険な運転をする車両の対処方法について」の質疑があり、交通課長から「110番通報をお願いする。警察官が発見すれば適切な交通指導を行う」旨の回答があった。
- 委員から「歩道に草が生い茂って通行に支障がある場合、どこに連絡すれば対応してもらえるか」旨の質疑があり、交通課長から「戸畑区役所まちづくり整備課であるが、緊急性がある場合は110番通報をお願いする」旨の回答があった。
- 委員から「鋭角に交わる交差点におけるウィンカーの出し方について」の質疑があり、交通課長から「交差点であれば左折の合図が必要である。」旨の回答があった。
- 委員から「13歳未満又は70歳以上の高齢者で体の不自由な人が自転車を運転する場合は、歩道通行可の標識がなくても歩道を通行してよいのか」旨の質疑があり、交通課長から「歩道を通行可能である」旨の回答があった。
- 委員から「今回のルール改正で自転車が車道を走る機会が増え、車と自転車の事故が増えるのではないか」旨の質疑があり、交通課長から「今後、結果をもとにさまざまな検証が行われると思われる」旨の回答があった。
- 委員から「新しい自転車の交通ルールについて、学生に対し警察としてどのように周知を行っていく予定か」旨の質疑があり、交通課長及び生活安全課長から「学校での交通安全教室や防犯教室を行う際に自転車の交通ルール改正についての教育を行っていく」旨の回答があった。

【閉会】

以上で令和8年度第1回戸畑警察署協議会を閉会する。

